

千葉県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成29年10月31日

千葉県監査委員	清	水	謙	司	
同		宮	原	清	貴
同		川	合	隆	史
同		宇留間	又衛門		

29千総総第580号
平成29年10月27日

千葉市監査委員 清水 謙 司 様
同 宮 原 清 貴 様
同 川 合 隆 史 様
同 宇留間 又衛門 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第8号及び第10号、平成28年度監査報告第9号、第11号及び第12号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア 建築物の確認に関する手続きを適正に行うべきもの</p> <p>〔都市局：花島公園緑園ゾーン整備工事〕</p> <p>建築基準法によると、都市計画区域内において建築物を新築しようとする場合、当該工事に着手する前に、建築主事の確認を受けなければならないとされており、建築主が建築主事を置く市である場合においては、建築主事に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、公衆便所を新築したにもかかわらず、建築主事に通知していなかった。</p> <p>建築物の確認に関する手続きについては、建築基準法に基づき適正に行われたい。</p>	<p>建築物の確認に関する手続きについては、平成 29 年 8 月 17 日に公園緑地部長から公園緑地部各所属長に対し文書で通知し、建築基準法に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>なお、当該建築物については、建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づき、建築主事に報告を行った。</p>
<p>イ 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の共通費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>〔都市局：千葉市動物公園子どもゾーンウマ舎新築外工事、旧高浜第二小学校跡施設校舎大規模改造工事、旧千葉市立高浜第二小学校屋内運動場非構造部材等耐震対策外工事〕</p> <p>公共建築工事積算基準等資料によると、新営工事と改修工事を一括して発注する場合、共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定するものとされている。</p> <p>しかしながら、千葉市動物公園子どもゾーンウマ舎新築外工事においては、改修工事を含むにもかかわらず、すべてを新営工事とし、また、旧高浜第二小学校跡施設校舎大規模改造工事外 1 件においては、新営工事を含むにもかかわらず、すべてを改修工事として共通仮設費及び現場管理費を算定していた。</p> <p>新営工事と改修工事を一括して発注</p>	<p>新営工事と改修工事を一括して発注する場合の共通費の積算については、平成 29 年 5 月 9 日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準等資料により算定するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。</p>

<p>する場合の共通費の積算については、公共建築工事積算基準等資料に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>ウ 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率及び現場管理費率の補正を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局：昭和の森球技場防球フェンス設置工事、花島公園緑園ゾーン整備工事]</p> <p>本市の土木工事積算基準によると、共通仮設費率及び現場管理費率については、施工地域、工事場所を考慮した補正値を加算するものとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、当該工事場所が市街地の区分に該当しないにもかかわらず、共通仮設費率及び現場管理費率に市街地の補正値を加算していた。</p> <p>共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、土木工事積算基準に基づき適正に行われたい。</p>	<p>共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、平成29年8月17日に公園緑地部長から公園緑地部各所属長に対し文書で通知し、土木工事積算基準に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 特定建設作業の実施の届出を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局：旧千葉市立高浜第二小学校屋内運動場非構造部材等耐震対策外工事、千葉市立草野中学校外1校校舎外外壁改修外工事、千葉市消防団第16分団1部器具置場改築工事、千葉市桜木霊園旧火葬場煙突解体工事、(仮称)高洲市民プール・体育館改築電気設備工事、(仮称)高洲市民プール・体育館改築給排水設備工事]</p> <p>千葉市環境保全条例によると、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに定められた事項を記載した特定建設作業実施届出書により市長に届け出なければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事6件においては、特定建設作業を伴う建設工事であるにもかかわらず、特定建設作業実施届出</p>	<p>特定建設作業の実施の届出については、平成29年5月9日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、千葉市環境保全条例に基づき適切に届出を行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。</p>

<p>書を届け出ていなかった。</p> <p>特定建設作業の実施の届出については、千葉県環境保全条例に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>イ 高所作業時における作業員の安全を確保すべきもの</p> <p>[都市局：千葉県桜木霊園旧火葬場煙突解体工事]</p> <p>労働安全衛生規則によると、事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼす箇所には、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、高さ30メートルの煙突の頂部から高さ10メートルの位置まで、手作業により解体していたにもかかわらず、安全帯を使用させる等墜落による危険を防止するための措置を講じていなかった。</p> <p>高所作業においては、労働安全衛生規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>高所作業時における作業員の安全確保については、平成29年5月9日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、労働安全衛生規則による墜落防止措置を講じるよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。</p>
<p>ウ 工事現場における確認の表示を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局：千葉県消防団第16分団1部器具置場改築工事、旧千葉市立高浜第二小学校屋内運動場非構造部材等耐震対策外工事、千葉県動物公園子どもゾーンウマ舎新築外工事、千葉県中央消防署宮崎出張所改築工事]</p> <p>建築基準法によると、建築主事から確認済証の交付を受けた建築物の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって表示をしなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、千葉県消防団第16分団1部器具置場改築工事外1件においては、工事現場における表示を掲げず、千葉県動物公園子どもゾーンウマ舎新築外工事外1件においては、異なった様式のものを表示していた。</p>	<p>工事現場における確認の表示については、平成29年5月9日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、建築基準法に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。</p>

<p>工事現場における確認の表示については、建築基準法に基づき適正に行われたい。</p>	
--	--